

○おいらせ町子ども医療費助成条例

平成23年3月18日

条例第2号

改正 平成24年6月13日条例第23号

平成26年12月16日条例第24号

平成29年12月7日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの出生育児環境の向上と保護者の負担軽減を図り、もって子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども」とは、出生の日から小学校就学の始期に達するまでの者（以下「乳幼児」という。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。）及び小学校就学始期から15歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）をいう。

2 この条例において「保護者」とは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する助成金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(助成の対象者)

第3条 子ども医療費の助成は、おいらせ町に住所を有し、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもの保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号。以下「乳幼

児医療費給付条例」という。)第3条の規定により対象者とならなかった者

(2) 乳幼児医療費給付条例第6条ただし書きにより給付対象額から控除する額が生じた者

(3) おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年おいらせ町条例第105号)第3条第2項第4号及び第5号の規定により対象者とならなかった児童の保護者

(4) 児童の保護者

(申請及び認定)

第4条 前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども医療費を助成する。

(受給資格証)

第5条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども(以下「助成対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(助成対象額)

第6条 子ども医療費助成対象額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する者の子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。))が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する助成対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額とする。

(2) 第3条第2号に規定する者の子ども医療費の額は、乳幼児医療費給付条例第6条ただし書きにより給付対象額から控除された額とする。

(子ども医療費の助成方法等)

第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支

払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険各法の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合及び前条第3号に規定する子ども医療費は、当該受給資格者に対し支払うものとする。

3 第1項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けたときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子ども医療費の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に受診した医療に係る子ども医療費の助成は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月13日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のおいらせ町子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受けた医療の給付から適用し、同日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月16日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月7日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。